

令和元年度以降の社会福祉法人指導監査の実施頻度等について

1. 社会福祉法人指導監査の実施頻度について

厚生労働省通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」において、一般指導監査の周期について規定されている。

2. 令和元年度以降の实地指導監査実施頻度について

「社会福祉法人指導監査実施要綱」に従い、実施頻度は次のとおりとする。

(1) 次の要件をいずれも満たす場合 3 か年度に 1 回

- ① 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- ② 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

(2) (1) ①②の要件を満たし、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の①～③のいずれかの要件に該当する場合にあっては、現況報告書等を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般指導監査の実施の周期を、次に掲げる周期まで延長することができる。

- ① 会計監査人を設置している法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5 か年度に 1 回
- ② 会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5 か年度に 1 回
- ③ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日社援基発 0427 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）別添 1 又は別添 2 に定める様式による書類が提出された場合 4 か年度に 1 回

(3) (1) ①②の要件を満たし、(2)に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の①～③のいずれかに該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市長が判断するときは、一般指導監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

① 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（法人が経営する一部の社会福祉施設等のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。

② 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

③ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

4. 令和元年度以降の实地指導監査における指導監査事項の一部省略について

「社会福祉法人指導監査実施要綱」に従い、要件を満たす法人については、指導監査事項の一部省略を行った。具体的な事例は以下のとおり。

(1) 会計監査人を設置している法人及び会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認する。

(2) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断する場合には、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

(3) (1)の会計監査及び(2)の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的な実施を図る。